

斎場使用料補助金について

管外の斎場（火葬場）を使用し管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。

一時、管外料金を全額支払っていたいただき、補助金申請・請求後に市より補助金が交付されます。

■対象者

亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

■対象施設

全国全ての斎場での火葬及び待合室

※「宇都宮市 悠久の丘」及び「小山聖苑」は式場、控室、霊安室等も補助対象。

■補助限度額

- ・火葬 58,800円
- ・待合室 16,510円
- ・式場等 管外料金と管内料金の差額

■申請方法

補助金交付申請書に領収書を添付し、国分寺庁舎環境課または市民課南河内窓口・石橋窓口へ提出してください。

■管外斎場

・石橋地区の方…全ての斎場

・国分寺・南河内地区の方…
小山聖苑以外の斎場
問い合わせ先
環境課 ☎(40)5559

特別永住者の方へ

「特別永住者証明書」への切替えはお済ですか？

特別永住者の方で現在お使いの「外国人登録証」の次回

確認（切替）申請期間が

- ①平成27年7月8日までの方は、平成27年7月8日まで
- ②平成27年7月9日以降の方は、次回確認（切替）申請期間の初日までに、「特別永住者証明書」への切替えが必要となります。

平成27年7月8日の数か月前からは大変な混雑予想されますので、早めの切替え手続きをお願いします。

外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570(01)3904
（平日午前8時30分～午後5時15分）

○市民課
☎(40)5557

住民基本台帳カード（住基カード）で住民票や印鑑証明書がコンビニでとれます

下野市では、住基カードを使用してコンビニエンスストアで証明書を交付するサービスを実施しています。

■利用できる場所

全国のセブン・イレブン・ローソン・ファミリーマート・サークルKサンクスに設置されたマルチコピー機から証明書を取得できます。

■取得できる証明書

「住民票の写し」及び「印鑑証明書」の2種類

※印鑑登録されていない方は印鑑証明書を取得することができません。

■必要なもの

ご利用には住基カード及び登録が必要になります。※事前にご本人が来庁して市民課窓口でサービス利用登録してください。

※暗証番号の入力が必要です。

■利用時間

午前6時30分～午後11時
※年末年始やメンテナンス日を除く。

■手数料 1通200円

※市民課窓口での交付手数料は1通300円になります。住基カードの作成や利用登録については市民課窓口で受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

市民課 ☎(40)5557

11月1日～30日は労働保険適用促進強化期間です

「労働保険（労災保険・雇用保険）」は、労働者の業務上または通勤途上での負傷などと失業の場合に保険給付を行うもので、労働者を使用する事業主は法律で加入が義務づけられています。

まだ加入手続をされていない事業主の方は、労働基準監督署または公共職業安定所で加入の手続をしてください。

■問い合わせ先

・栃木労働基準監督署
☎0282(24)7766
・小山公共職業安定所
☎(22)1524

平成27年度・28年度
小山広域保健衛生組合
入札参加者資格審査の申請について
（物品購入等・建設工事・建設関連業務委託）

■受付期間

11月17日（月）～12月5日（金）
（必着）※土日祝日を除く。

■提出方法

郵送（郵便書留）。（持参ではありませんのでご注意ください。）

※小山広域保健衛生組合管内市町に本店または支店及び営業所を有する方は持参による提出もできます。

■申請書類及び申請要綱の入手方法

申請書は、小山広域保健衛生組合総務課窓口（無料）または小山広域保健衛生組合ホームページ（<http://www.city.oyamatochigijp/kouiki/>）にて入手できます。

■提出・問い合わせ先

〒323-1004
小山市大字塩沢604番地
小山広域保健衛生組合
総務課管理係
☎(22)3228